



建築協定

建物について1

地区計画

建物の高さは9mまで
軒高は6.5m(2階建て)

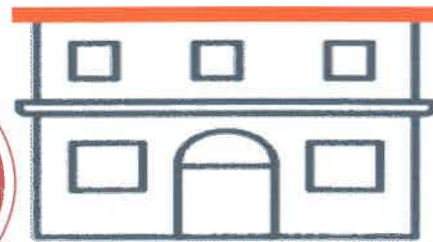
高さ
9m



軒高
6.5 m
(2階建て)

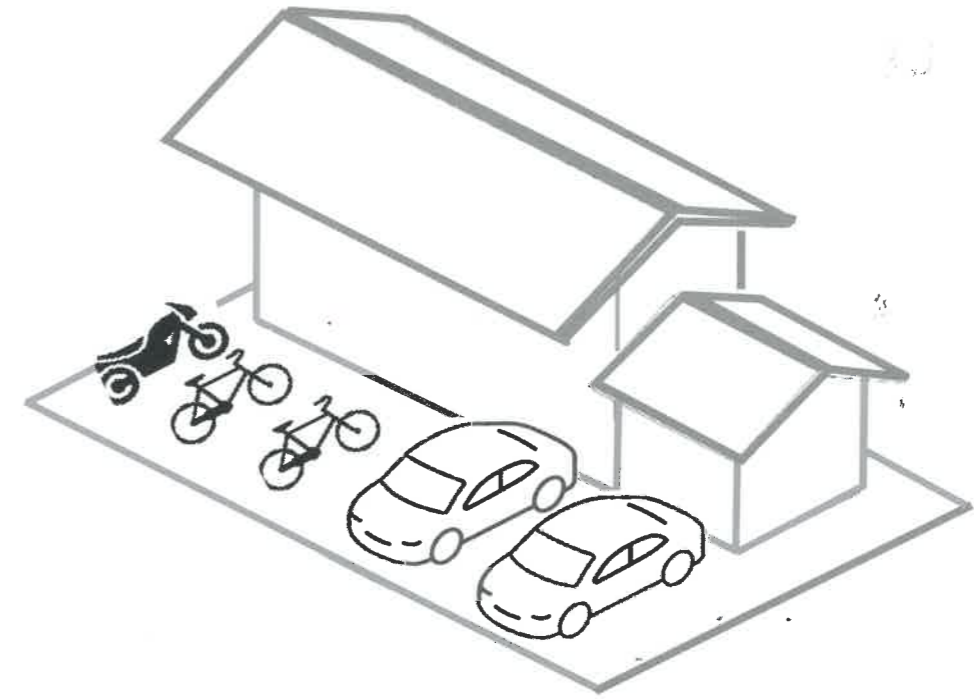
【軒高】
建物の地盤面から
軒桁までの高さの事を指します。

軒高
6.5 m
(2階建て)



建築協定と
地区計画で
内容に変更なし

今後は、ご覧の様な建物が建つ可能性があります。



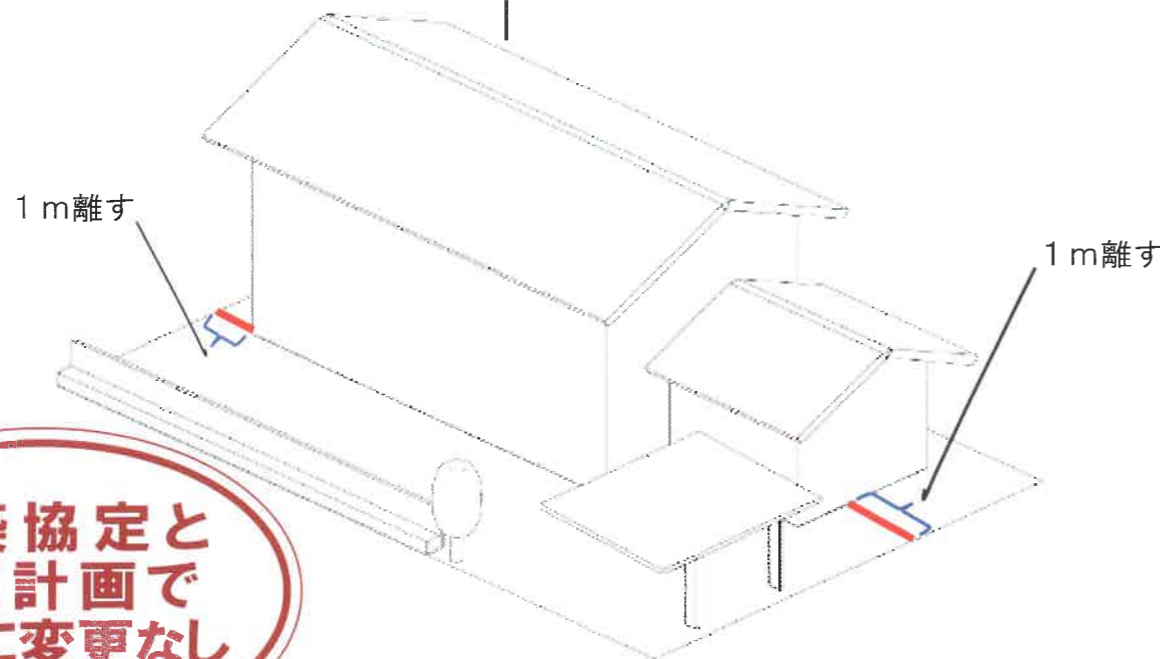
住民の方の様々な要望に応えられる建物にするべく、カーポートの規制について緩和する事をご理解下さい。また、シンボルツリーと植栽については、地区計画には盛り込めない為、ここでは言及しません。

建築協定

建物について2

地区計画

【はなれ】敷地境界線より1mは離す



建築協定と
地区計画で
内容に変更なし

【はなれ】敷地境界線より1mは離す



緑地協定

用途について

地区計画

住宅以外の用途で建物を建てる事は出来ません。ご自身の購入物件であっても、住居以外の目的で建物を活用する事は出来ません。

第一種低層住居専用地域内に建てられる物は全て建築可能です。

そこで、柏ビレジ自治会としては、未来まちづくりの一環として多様性と機能性を兼ね備えた、地区計画への移行を検討しています。

建てられる用途

- 住宅（共同住宅、寄宿舍、下宿は含まない）
- 兼用住宅
日用品販売の店、食堂・喫茶、理髪店、美容院、クリーニング店、質屋、貸本屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車屋、家電電気器具店、米屋、豆腐屋、菓子屋、アトリエ、学習塾、華道教室、囲碁教室、ピアノ教室等）※ただし、動物病院、ペット美容室は含まない。

◎自宅の一部屋を事業として使う事
◎総出力ワット数は0.75以下など 他にも細かい規定あり



住宅の他に、写真の様な兼用住宅を建設可能です。

